

議案第 39 号

杉並区いじめ問題対策委員会規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

杉並区いじめ問題対策委員会の運営に関し必要な事項を定める必要がある。

杉並区いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第34条の規定に基づき、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員及び当該議題に係る専門調査員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
- (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 会議資料の名称
- (5) 会議の次第
- (6) 会議の結果
- (7) 会議に出席した者の主要な発言
- (8) その他会長が必要と認める事項

2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。

(庶務)

第4条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、対策委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。